

71 学徒の国防作業に関する報道宣伝の件に付公立私立大学等

へ通牒

〔昭和十六年九月〕

発体一五三号
 定決裁
 9月9日 文書課長
 送 発
 9月11日 起案者
 (注記1)
 (吉田)

昭和十六年九月六日起案

体育運動課長 (北澤) (高田) (根本)

訓練課長 出張中 (小笠原) (多田)

体育局長 (加筆)

〔実践部長〕 (菊池)

次官 (加筆)

〔本部長〕 (藤野)

教育局長官 (加筆)

〔副本部長〕 (水井)

専門学務局長 (加筆)

〔組織部長〕 (香山)

案

16年9月8日

局長

直轄学校長

公立私立大学高等専門学校長

地方長官

学徒ノ国防作業ニ関スル報道宣伝ノ件

宛

(下 札)

従来学徒ノ国防作業（軍需工場ノ作業援助、防空壕、貯水地ノ構築、食糧増産、医療救護、防空消化作業等）協力ニ関スル新聞発表等ハ防護上差控フルヤウ相成居タルモ刻下ノ時局ニ鑑ミ特ニ学徒ノ教育訓練ノ徹底ヲ図リ併セテ国論ノ昂揚ニ資スルハ喫緊ノ要務ト思料セラル、ヲ以テ本省ニ於テハ陸軍省、内務省、情報局ト打合セノ結果右国防作業ノ実情ニ関シ教育訓練ノ見地ヨリ之ヲ一般ニ報道スルハ差支ヘ無之コト、相成タルニ付必要ニ応ジ左記ニ従ヒ可然御措置相成度此段御通知ニ及ブ

記

一、本件ニ関シ新聞雑誌等ニ発表スル場合ハ学徒ノ教育訓練ナルコトヲ強調スルコトトシ、且予メ軍報道部及地方庁検閲当局ト打合セルコト

二、時局ニ関シ刺激的且人心ヲ不安ナラシムルガ如キ資料ヲ出サザルコト

三、軍需工場ニ於ケル作業ノ状況等ハ記事写真ヲ以テ報道スルハ可ナルモ作業場名並ニ製造品目（概括的名称ヲ用フルハ差支ヘナシ）員数ハ秘匿スルコト、但右ノ写真ハ検閲当局ノ検閲ヲ経タル後掲載スルコト

四、防空壕、貯水地ノ構築作業等ニツイテハ位置ヲ明示セザルコト

備考

本件ニ関シテハ〔加筆〕報局次長ヨリ各地方長官宛便宜取計ヒ方ニ関シ、本通牒写一部添付ノ上通牒アル筈。

(注記3) (注記2)

(注記1)

「393 吉田」

(注記2)

「記録掛 17・4・21 受領」

(注記3)

「二〇」(簿冊内件名番号)

(下札)

①種別 つ四ノ一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 直轄学校等へ通

牒 学徒ノ国防作業ニ関スル報道宣伝ノ件ノ番号 発体一五三ノ

結了年月日 昭一六 九 一 / 保存年限 ムキ / 枚数 2

〔自昭14年至昭18年 学校衛生総記〕
〔文部省② 3A.32-7.2519〕